

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例（平成24年3月30日京都市条例第52号）（保健福祉局子育て支援部児童家庭課）

次のとおり、京都市母子福祉センター（以下「センター」という。）について、センターの名称を変更する等の必要な措置を講じることとしました。

1 名称の変更

改正前	改正後
京都市母子福祉センター	京都市ひとり親家庭支援センター

2 利用資格の明確化

父子家庭の父及びその児童の利用資格を明確化することとしました。

この条例は、平成24年4月1日から施行することとしました。

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例を公布する。

平成24年3月30日

京都市長 門川 大作

京都市条例第 52 号

京都市母子福祉センター条例の一部を改正する条例

京都市母子福祉センター条例の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

京都市ひとり親家庭支援センター条例

第1条を次のように改める。

(設置)

第1条 ひとり親家庭(母子家庭及び父子家庭をいう。以下同じ。)の母、父及び児童並びに寡婦の心身の健康の保持及び生活の向上に資するための施設を次のように設置する。

名 称 京都市ひとり親家庭支援センター

位 置 京都市左京区下鴨北野々神町26番地

第2条各号列記以外の部分中「京都市母子福祉センター」を「京都市ひとり親家庭支援センター」に改める。

第5条中「母子家庭の母」を「ひとり親家庭の母、父」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(関係条例の一部改正)

2 重要な公の施設に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第1社会福祉関連施設の項中「母子福祉センター」を「ひとり親家庭支援センター」に改める。

(保健福祉局子育て支援部児童家庭課)